

「名古屋音楽大学 ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

【適合状況判断基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 X：全項目未実施

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			適合状況	点検等
1-1 建学の精神	(1)	建学の精神・理念	○	建学の精神・理念に則り、人材育成に取り組んでいる。
	(2)	建学の精神・理念に基づく人材像	○	
1-2 教育と研究の目的	(1)	建学の精神・理念に基づく教育目的等	○	教育目的や3ポリシーの見直しを進め、学部・大学院ともに教育研究のさらなる向上に努め、適切に運用している。
	(2)	中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	2025～2029年度の中期計画については、3大学と高校及び法人本部の所属長で構成する所属長会において審議し、幼稚園を含む全機関で共通のフォーマットを協働して策定することとし、12月の理事会承認に向けて取り組んでいる。また、本学以外での授業展開においても関係学校等で協議し、連携した取り組みを行っている。
	(3)	私立大学の社会的責任等	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）			適合状況	点検等
2-1 理事会	(1)	理事会の役割	○	寄附行為、法令に基づき適切に運用されている。
2-2 理事	(1)	理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	寄附行為、法令に基づき適切に運用されている。
	(2)	学内理事の役割	○	
	(3)	外部理事の役割	○	
	(4)	理事への研修機会の提供と充実	○	2025年4月の私学法改正に伴う寄附行為改正に向け、私学法改正内容の理解度を深めるために、対面での法改正内容の説明と、文科省作成の資料配布を行った。

2-3 監事	(1)	監事の責務（役割・職務範囲）について	○	理事会、評議員会への出席はもとより、常任理事会に出席し、法人の財政状況、大学の運営状況等を監査している。
	(2)	監事の選任	○	
	(3)	監事監査基準	○	
	(4)	監事業務を支援するための体制整備	○	
	(5)	常勤監事の設置	×	改正私学法（第145条）と文部省政令基準に照らせば、本学園は常勤監事設置を必要としないことから、内部監査室に専任職員を置き、内部監査室と公認会計士及び監事との三者による連携を密にとるとともに、監事による監査機能の充実・向上を図る。
2-4 評議員会	(1)	諮問機関としての役割	○	寄附行為、法令に基づき適切に運用されている。学校法人同朋学園寄附行為第4章第22条「予算及び事業計画」、「事業に関する中期的な計画」、「借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「役員に対する報酬等」、「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「寄附行為の変更」、「寄附金品の募集に関する事項」、「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」等について、適宜、評議員会で意見を聴いている。
	(2)	評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	

	(3)	評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	現在は一部理事が評議員を兼ねていることから、評議員会での決算報告の際に法人業務の運営や財産の状況について役員（理事）に対して意見、報告がされるようになっている。
	(4)	評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	寄附行為、法令に基づき適切に運用されている。
2-5 評議員	(1)	評議員の選任	○	寄附行為、法令に基づき適切に運用されている。
	(2)	評議員への研修機会の提供と充実	×	学園として研修機会を提供できていなかった。より積極的な意見交換を促進するため、研修プログラムを提供し、その内容の充実に努める。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）			適合状況	点検等
3-1 学長	(1)	学長の責務（役割・職務範囲）	○	リーダーシップを発揮し、教学運営を統括している。
	(2)	学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	○	学部長・系長に関する規程により適切に運営している（副学長は置いていない）。
3-2 教授会	(1)	教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	教授会規程に則り、適切に運営している。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）			適合状況	点検等
4-1 学生に対して	(1)	学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	3ポリシーの見直しを行い、具体的かつ明確にしたうえで、教育活動を展開しており、その取組みの適切性については、学生面談や授業評価アンケート等を活用し、点検を行っている。

4-2 教職員等に対して	(1)	教職協働	○	教員と事務職員等は、大学の運営に係わる各種会議に構成員として双方が参加し、教職協働体制を確保するなど、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行っている。
	(2)	ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	△	資質向上のために研修等（FD・SD）を開催しているが、UDについては一部未実施のため改善に努める。
4-3 社会に対して	(1)	認証評価及び自己点検・評価	○	財団法人日本高等教育評価機構による認証評価（第三者評価）を受審し、令和6（2024）年3月15日付けで「大学評価基準に適合している」と認定された。この結果をふまえて、教育研究活動のさらなる改善と向上をはかり、社会に貢献できる人材育成に努める。
	(2)	社会貢献・地域連携	○	自治体や幼・小学校等への出張演奏を通じて教育等多様な成果を上げている。また連携事業により地域へ還元し、社会貢献も果たしている。

4-4 危機管理及び法令遵守	(1)	危機管理のための体制整備	○	教職員・学生合同の避難訓練を実施し、災害に備えた訓練や、施設設備の点検等取り組んでいる。また、諸規程の見直し等行い、法令遵守に取り組んでいる。
	(2)	法令遵守のための体制整備	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）			適合状況	点検等
5-1 情報公開の充実	(1)	法令上の情報公表	○	ホームページなどの媒体に情報を公開し、透明性の確保に努めている。
	(2)	自主的な情報公開	○	
	(3)	情報公開の工夫等	○	